

公害防止管理者制度について

(1) 制度の目的

公害防止管理者制度は、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」（以下、「法」という。）により定められています。

特定工場を設置している事業者に対し、自主的な公害防止組織の設置を義務づけることにより、各種生産活動に伴う公害発生の未然防止を目的としています。

本法に定める特定工場にあっては、公害防止統括者、公害防止管理者等の選任・届出を行うことが必要です。

(2) 特定工場とは

公害防止管理者等を選任しなければならない「特定工場」とは、

1 製造業 2 電気供給業 3 ガス供給業 4 熱供給業
のいずれかの業種で、下表の施設を設置する工場です。

※ 原則として、日本標準産業分類による。

参照：総務省ホームページ

https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/index.htm

特定施設名	公害防止管理者を設置する必要がある特定工場
ばい煙発生施設	<p>大気汚染防止法施行令別表第1に掲げる施設（同表13項の施設を除き、これらに相当する施設で鉱山保安法第2条第2項ただし書きの附属施設に設置されるものを含む。）のうち、</p> <p>① 9項に掲げる施設（硫化カドミウム、炭酸カドミウム、ほたる石、珪弗化ナトリウム又は酸化鉛を原料として使用するガラスまたはガラス製品の製造の用に供するものに限る。）が設置されている工場</p> <p>② 14項から26項までに掲げる施設が設置されている工場</p> <p>③ ①と②以外の工場で、排出ガス（湿り）量（対象施設が複数ある場合は、各施設の排出ガス量の最大量の合計）が1時間あたり1万Nm³以上の工場</p> <p>⇒詳細については、資料1を参照ください。</p>
汚水等排出施設	<p>水質汚濁防止法施行令別表第1の第2号から第59号、第61号から第63号、第63号の3、第64号、第65号から第66号の2、第71号の5、第71号の6に掲げる施設（同表第62号の施設で鉱山保安法第2条第2項の鉱山に設置されるものを除く。）のうち、</p> <p>① 法施行令別表第1に掲げる汚水等排出施設のいずれかが設置されている工場で排水を排出しているもの又は特定地下浸透水を浸透させているもの</p> <p>② ①以外の工場で、排水量（1日あたりの平均的な排水量）が1千m³以上の工場</p> <p>⇒詳細については、資料2を参照ください。</p>

特定施設名	公害防止管理者を設置する必要がある特定工場
特定粉じん発生施設	<p>大気汚染防止法施行令別表第2の2に掲げる施設（これらに相当する施設で鉱山保安法第2条第2項ただし書きの附属施設に設置されるものを含む。）が設置されている工場</p> <p style="text-align: right;">⇒詳細については、資料3を参照ください。</p>
一般粉じん発生施設	<p>大気汚染防止法施行令別表第2に掲げる施設（これらに相当する施設で鉱山保安法第2条第2項のただし書きの附属施設に設置されるものを含む。）が設置されている工場</p> <p style="text-align: right;">⇒詳細については、資料3を参照ください。</p>
騒音発生施設	<p>騒音規制法第3条第1項により指定された地域内にあり、次のいずれかが設置されている工場</p> <p>①機械プレス （呼び加圧能力が980キロニュートン以上のものに限る。）</p> <p>②鍛造機 （落下部分の重量が1トン以上のハンマーに限る。）</p>
振動発生施設	<p>振動規制法第3条第1項により指定された地域内にあり、次のいずれかが設置されている工場</p> <p>①液圧プレス （矯正プレスを除くものとし、呼び加圧能力が2,941キロニュートン以上のものに限る。）</p> <p>②機械プレス （呼び加圧能力980キロニュートン以上のものに限る。）</p> <p>③鍛造機 （落下部分の重量が1トン以上のハンマーに限る。）</p>
ダイオキシン類発生施設	<p>ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1第1号から第4号まで及び別表第2第1号から第14号までに掲げる施設が設置されている工場</p> <p style="text-align: right;">⇒詳細については、資料4を参照ください。</p>

(3) 公害防止組織の体制

公害防止統括者
代理人

- ・ 特定工場における公害防止対策の総括責任者。
- ・ 工場全体の最高責任者（工場長等）が適任です。
- ・ 特に資格を要しません。代理者もこれに準じます。
- ・ 常時使用する従業員が21名以上の工場において選任します。

公害防止主任管理者
代理人

- ・ 公害防止統括者の補佐，各分野の公害防止管理者の指揮。
- ・ ばい煙発生施設と汚水等排出施設をともに設置している工場
で，排出ガス量1時間あたり4万N m³以上，かつ排出水量が1
日あたり1万m³以上である場合，選任が必要です。
- ・ 主任管理者の資格が必要です。代理者もこれに準じます。

(参考)

大気関係公害防止管理者と水質関係公害防止管理者の両者間の調整を行う必要がなく，ばい煙及び汚水等を確実に処理できるものとして，両公害防止管理者を同一人が兼務している場合や，ばい煙の処理工程と汚水等の処理工程がそれぞれ互いに独立している場合には，公害防止主任管理者の選任を免除できます。

公害防止管理者
代理人

- ・ 公害防止対策の技術的事項の管理を行います。
- ・ 大気，水質，特定粉じん，一般粉じん，騒音，振動，ダイオキシン類の各分野において，一定の資格を有するものが選任されます。代理者もこれに準じます。

(4) 兼務の可否について

1 法で兼務が禁止されているのは次のような場合です。

- ① 2以上の工場における公害防止主任管理者（代理人）の兼務
- ② 2以上の工場における公害防止管理者（代理人）の兼務
ただし，②の場合には，特例が認められています。（下記2のとおり）

2 公害防止管理者の複数の工場における兼務可能要件の追加（平成17年4月1日～）

次に掲げるものであって，2以上の工場の公害防止業務に係る指揮命令系統が明確化されており，かつ実態上も公害防止業務を行い得る場合は兼務ができます。

- ① 同一社ではあるが，同一敷地内でない複数の工場において，同一人を選任する場合
- ② 親子会社等の関係にあるものが同一敷地内に設置する複数の工場において，同一人を選任する場合
- ③ 事業協同組合等の組合員が共同で公害防止業務を行う際に，同一人を選任する場合
- ④ 同業種の中小企業者が共同で公害防止業務を行う際に，同一人を選任する場合

(5) 公害防止統括者等の職務

【公害防止統括者（代理者）の職務】（法第3条第1項）

- ・ 特定施設の使用法の監視並びに処理施設等の維持及び使用に関することの統括管理
- ・ ばい煙の量や排水等の測定及び記録に関することの統括管理
- ・ 事故発生、その他緊急時の対応措置に関することの統括管理

【公害防止管理者（代理者）の職務】（法第4条第1項）

（大気関係）

- ・ 使用する燃料・原材料の検査
- ・ ばい煙発生施設の点検
- ・ 処理施設等の操作、点検及び補修
- ・ ばい煙量又はばい煙濃度の測定の実施及び記録
- ・ 測定機器の点検及び補修
- ・ 事故時の措置の実施
- ・ ばい煙に係る緊急時の措置の実施

（水質関係）

- ・ 使用する原材料の検査
- ・ 汚水等排出施設の点検
- ・ 汚水等処理施設の操作、点検及び補修
- ・ 排水水又は特定地下浸透水の測定及び記録
- ・ 測定機器の点検及び補修
- ・ 事故時の措置の実施
- ・ 排水水に係る緊急時の措置の実施

（特定粉じん関係）

- ・ 使用する原材料の検査
- ・ 特定粉じん発生施設の点検
- ・ 特定粉じん処理施設の操作、点検及び補修
- ・ 特定粉じんの濃度の測定及び記録
- ・ 測定機器の点検及び補修

（一般粉じん関係）

- ・ 使用する原材料の検査
- ・ 一般粉じん発生施設の点検
- ・ 一般粉じん処理施設の操作、点検及び補修

（騒音・振動関係）

- ・ 騒音・振動発生施設の配置の改善
- ・ 騒音・振動発生施設の点検
- ・ 騒音・振動発生施設の操作の改善
- ・ 騒音・振動を防止するための施設の操作、点検及び補修

（ダイオキシン類関係）

- ・ 使用する燃料又は原材料の検査
- ・ ダイオキシン類発生施設の点検
- ・ 排出ガス・排水処理施設の操作、点検及び補修
- ・ ダイオキシン類の量の測定及び記録
- ・ 測定機器の点検及び補修
- ・ 事故時の措置の実施
- ・ 排出ガス又は排水に係る緊急時の措置の実施

(6) 施設ごとに必要な資格者一覧

施設の種類及び規模		必要とする資格	対応可能な有資格者
ばい煙発生施設	<p>1 有害物質発生施設^{※1}で、排出ガス量^{※2}が1時間あたり4万Nm³以上のもの</p> <p>※1 「有害物質発生施設」とは、「(2)特定工場とは」の表中「ばい煙発生施設」欄の①に記載されている施設。</p> <p>※2 工場の総排出ガス量。以下同じ。</p>	大気関係第1種	大気関係第1種
	<p>2 有害物質発生施設で、排出ガス量が1時間あたり4万Nm³未満^{※3}の施設を設置しているもの</p> <p>※3 排出ガス量が1時間あたり1万Nm³未満も法の対象。</p>	大気関係第2種	大気関係第1種 大気関係第2種
	<p>3 1, 2以外の工場で、排出ガス量が1時間あたり4万Nm³以上の施設</p>	大気関係第3種	大気関係第1種 大気関係第3種
	<p>4 1, 2以外の施設で、排出ガス量が1時間あたり4万Nm³未満^{※4}の施設</p> <p>※4 排出ガス量が1時間あたり1万Nm³未満は法対象外。</p>	大気関係第4種	大気関係第1種 大気関係第2種 大気関係第3種 大気関係第4種
汚水等排出施設	<p>1 有害物質発生施設^{※1}で、排出水量^{※2}が1日あたり1万m³以上のもの</p> <p>※1 「有害物質発生施設」とは、「(2)特定工場とは」の表中「汚水等排出施設」欄の①に記載されている施設。</p> <p>※2 工場の総排出水量。以下同じ。</p>	水質関係第1種	水質関係第1種
	<p>2 有害物質発生施設で、排出水量が1日あたり1万m³未満^{※3}の施設を設置しているもの</p> <p>※3 排出水量が1日あたり1千m³未満も法の対象。</p>	水質関係第2種	水質関係第1種 水質関係第2種
	<p>3 1, 2以外の工場で、排出水量が1日あたり1万m³以上の施設</p>	水質関係第3種	水質関係第1種 水質関係第3種
	<p>4 1, 2以外の施設で、排出水量が1日あたり1万m³未満^{※4}の施設</p> <p>※4 排出水量が1日あたり1千m³未満は法対象外。</p>	水質関係第4種	水質関係第1種 水質関係第2種 水質関係第3種 水質関係第4種

施 設 の 種 類 及 び 規 模		必要とする 資格	対応可能な 有資格者
特定粉じん発生施設	「(2)特定工場とは」の表中「特定粉じん発生施設」欄に記載されている施設	特定粉じん関係	特定粉じん関係 大気関係第1種 大気関係第2種 大気関係第3種 大気関係第4種
一般粉じん発生施設	「(2)特定工場とは」の表中「一般粉じん発生施設」欄に記載されている施設	一般粉じん関係	一般粉じん関係 特定粉じん関係 大気関係第1種 大気関係第2種 大気関係第3種 大気関係第4種
騒音発生施設	「(2)特定工場とは」の表中「騒音発生施設」欄に記載されている施設	騒音関係	騒音・振動関係 騒音関係
振動発生施設	「(2)特定工場とは」の表中「振動発生施設」欄に記載されている施設	振動関係	騒音・振動関係 振動関係
ダイオキシン類発生施設	「(2)特定工場とは」の表中「ダイオキシン類発生施設」欄に記載されている施設	ダイオキシン類関係	ダイオキシン類関係
ばい煙発生施設と汚水等排出施設をともに設置している工場で排出ガス量が1時間あたり4万N m ³ 以上、かつ排水量が1日あたり1万m ³ 以上の施設 [※]		公害防止主任管理者	公害防止主任管理者
[※] 大気関係公害防止管理者と水質関係公害防止管理者の両者間の調整を行う必要がなく、ばい煙及び汚水等を確実に処理できるものとして、両公害防止管理者を同一人が兼務している場合や、ばい煙の処理工程と汚水等の処理工程がそれぞれ互いに独立している場合には、公害防止主任管理者の選任を免除できる。			大気関係第1種 又は大気関係第3種 かつ 水質関係第1種 又は水質関係第3種

(7) 選任と各種届出

① 選任期限と届出期限及び届出様式※¹等

	届出事項	選任期限	届出書類	届出期限
選任	公害防止統括者及び代理者	選任すべき事由が発生した日から30日以内	様式第一	選任した日から30日以内
	公害防止主任管理者及び代理者	選任すべき事由が発生した日から60日以内	様式第三 資格を証する書類※ ²	選任した日から30日以内
	公害防止管理者及び代理者	選任すべき事由が発生した日から60日以内	様式第二 様式第二別紙 資格を証する書類※ ²	選任した日から30日以内
死亡・解任	公害防止統括者及び代理者		様式第一	死亡、解任した日から30日以内
	公害防止主任管理者及び代理者		様式第三	死亡、解任した日から30日以内
	公害防止管理者及び代理者		様式第二 様式第二別紙	死亡、解任した日から30日以内
承継	相続又は合併		様式第三の二 承継等を証する書類※ ³	遅滞なく

※¹ 各届出様式は、[本県ホームページ](#)からダウンロードできますので、御利用下さい。

※² 「国家試験合格証書の写し」又は「資格認定講習修了証書の写し」を添付

※³ 「法人の登記事項証明書」, 「様式第三の三（相続同意証明書）と戸籍謄本」又は「様式第三の四（相続証明書）と戸籍謄本」を添付

② 届出部数

2部（正本1部，写し1部）

③ 届出先（問合せ先）

施設の種類	届出先
騒音規制法・振動規制法の特定施設のみ	各市町村の環境担当課
上記以外の場合 （騒音規制法・振動規制法の特定施設が他の特定施設と併設の場合を含む。）	鹿児島市内の特定工場 ⇒鹿児島市環境保全課環境保全係 〒892-8677 鹿児島市山下町11-1 TEL:099-216-1297, FAX:099-216-1292
	鹿児島市以外の特定工場 ⇒鹿児島県環境保全課環境管理係 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1 TEL:099-286-2624, FAX:099286-5548